

令和4年度甲種防火管理再講習実施要領

1 講習の目的

この講習は、消防法第8条第1項により、消防法施行規則第2条の3で定める再講習を、甲種防火管理者に対し受講させるもの

2 受講対象者

消防法施行令第4条の2の2第1項第1号の防火対象物の防火管理者

※ 岐阜県西濃地域に在勤又は在住の方が対象になります。

3 講習実施機関

大垣消防組合 TEL (0584) 87-1512

4 講習日時及び申込期間等

講習日※1	申込期間※2	定員
令和4年6月29日(水)	5/30(月)～6/17(金)	40人

※1 午後1時30分から午後3時30分まで

※2 消防本部予防課での受付は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで

5 講習会場

大垣市小野4丁目35番地10

大垣市情報工房 5階 スイंकホール又はセミナー室

6 受講料

無料。ただし、講習当日に、テキスト代金として1,400円を徴収します。

7 受講手続

受講希望者は、大垣消防組合のホームページ内の申し込みフォームから必要事項を送信又は別紙受講申込書に必要事項を記入するとともに、写真(申込前3か月以内のもので、縦4cm×横3cm)を1枚貼りつけ、お持ちの防火管理講習修了証のコピーを添付し、申込期間中に直接消防本部予防課(大垣市外野3丁目20番地2)へ申込みください。

8 修了証の交付

全科目講習を受講した者に限り、修了証を交付します。

9 その他

- (1) 講習の日程、科目及び講師につきましては、変更する場合がありますのでご承知願います。

- (2) 受講希望者多数の場合は、定員になり次第、申込みを締め切らせていただきますのでご承知願います。
- (3) 講習テキストは、大垣危険物安全協会が幹旋します。また、テキストは講習当日にお渡しします。
- (4) 申請書等にご記入いただいた個人情報、修了証作成用として使用いたしますが、新型コロナウイルス感染者の発生等があった場合には保健所等関係する機関に情報を提供する場合があります。
- (5) 講習当日に自宅等で検温並びに症状の有無を確認し、発熱や風邪等の症状がある方は、受講をご遠慮ください。
- (6) マスクのご持参・ご着用、手洗い、手指消毒等の感染予防対策にご協力をお願いいたします。
- (7) 講習日の前2週間以内に風邪等の症状、政府から入国制限、入国後の経過観察を必要とされている国・地域への渡航歴、当該在住者との濃厚接触がある方は受講をご遠慮ください。
- (8) 講習会場入り口で検温を行いますのでご協力をお願いします。なお、発熱(37.5℃以上)又は体調不良が認められた場合には、受講をお断りする場合があります。
- (9) 講習場所での飲食(水分補給は除く。)はご遠慮ください。
- (10) 受講態度の悪い方(居眠り、私語、携帯電話・ゲーム機等の操作、その他の迷惑行為を行った方)には、退席していただく場合があります。この場合、講習修了とは認められません。
- (11) 暴風警報等が発令されるなど、天災による被害又は被害のおそれがある場合や新型コロナウイルス感染拡大などの理由で、やむを得ず講習を中止する場合があります。その場合は、事前にホームページでお知らせしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。
- (12) 申込みの後、都合により受講できなくなった場合は、その旨を必ず大垣消防組合消防本部予防課(0584-87-1512)まで連絡をしてください。

甲種防火管理再講習

講習の日程、科目及び講師

時 間	所要時間	科 目	講 師
13 : 15～13 : 30	15分	受付	
13 : 30～14 : 30	60分	最近の消防法令の改正概要	予防課
14 : 30～15 : 30	60分	火災事例等の研究	予防課
15 : 30～15 : 40	10分	修了証交付	予防課